

枚方市教育委員会 協議会 資料

案件

- 1 叙位・叙勲について
- 2 枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料に関する規則の制定について

○開催日 令和2年（2020年）3月18日
○開催場所 輝きプラザきらら3階 教育委員会室

叙位・叙勲について

学校教育部 教職員課

1. 概要

元枚方市立中学校長について、内閣総理大臣からその功労に対し叙位が行われましたので、報告するものです。

2. 内容

○叙位 正六位 元 枚方市立山田中学校長 故 伊田 巧 氏

3. その他

伝達済みです。

枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料に関する規則の制定について

社会教育部 中央図書館

1. 概要

令和元年6月枚方市議会定例会で枚方市立図書館条例の一部改正案が可決されました。これに伴い、改正条例第7条により、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し、使用料に関する事項については市規則で定めるとされており、枚方市規則枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料に関する規則を制定するものです。

2. 内容

別紙「枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料に関する規則」のとおり

3. 施行日

令和2年（2020年）4月1日

枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枚方市立図書館条例（昭和48年枚方市条例第10号。以下「条例」という。）第4条第1項に規定する使用料（以下「使用料」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(使用料の納付)

第2条 条例第4条第2項ただし書の規定により枚方市立香里ヶ丘図書館の多目的室（以下「多目的室」という。）の使用の開始までに使用料を納付することができる場合は、枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室目的外使用許可に関する規則（令和2年枚方市教育委員会規則 号。以下「許可規則」という。）第4条第2項の規定により許可の申請がされた場合とする。

2 許可規則第9条第1項又は第2項の規定による多目的室の使用の中止の届出（以下「使用中止の届出」という。）をした場合における使用料の納付の期限は、当該使用の許可の申請が許可規則第4条第2項の規定によりされた場合にあつては、当該使用の許可において使用の開始とされていたときとする。

3 許可規則第9条第5項の規定による変更の許可を受けた場合における使用料の不足額の納付の期限は、当該変更の許可を受けたときとする。

(使用料の還付)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第4条第3項ただし書の規定により、当該各号に定める額を還付する。

(1) 天災その他使用者の責めによらない理由により使用できなくなったとき 当該使用料に相当する額

(2) 使用中止の届出を使用日の1週間の日までに行ったとき 当該使用料に相当する額

2 使用料の還付を受けようとするものは、枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料の減免)

第4条 市長は、多目的室の使用（許可規則第5条第2項第2号に掲げるものの使用を除く。）について次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第4条第4項の規定により、当該各号に定める額を減額し、又は免除する。

(1) 義務教育の終了までの子どもの成長の支援のための活動に使用する場合 当該使用料に相当する額

(2) 主に18歳以下の者で構成する団体で、主に当該18歳以下の者が文化学習活動に使用する場合 当該使用料に相当する額

(3) 主に次に掲げる障害者（児）で構成する団体が使用する場合 使用料の5割に相当する額

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の

交付を受けた者

ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ハ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）第7条第2項の規定により療育手帳の交付を受けた者

ニ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定に基づく知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく児童相談所又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づく精神保健指定医により知的障害があると判定された者

(4) 校区コミュニティ協議会又は自主防災組織が使用する場合 使用料の5割に相当する額

(5) 行政と連携して実施する企画事業又はまちづくり事業のために使用する場合 当該使用料に相当する額

(6) 本市、本市教育委員会その他本市の機関が公用で使用する場合 当該使用料に相当する額

(7) 前各号に定めるもののほか、市長が特に認める場合 市長が別に定める額

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとするもの（本市、本市教育委員会その他本市の機関を除く。）は、枚方市立香里ヶ丘図書館多目的室使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

（申請書の記載事項）

第5条 この規則に定める申請書の記載事項については、公の施設の使用許可申請書等の記載事項の標準を定める規則（平成25年枚方市規則第49号）の例による。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、使用料に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。